別紙様式第十九号１記載上の注意中「信用金庫法（以下「法」という。）」を「法」に改める。

別紙様式第二十号記載上の注意に次のように加える。

4　信用金庫法第89条第７項において準用する銀行法第52条の61の３第１項の登録申請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該登録申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第二十一号中「印」を削り、同様式の「氏　名」の次の記載上の注意に次のように加える。

3　信用金庫法第89条第７項において準用する銀行法第52条の61の３第１項の登録申請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該登録申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第二十一号３(1)記載上の注意１中「信用金庫法（以下「法」という。）」を「法」に改める。

別紙様式第二十二号中「印」を削り、同様式の「代表者氏名」の次の記載上の注意に次のように加える。

3　信用金庫法第89条第７項において準用する銀行法第52条の61の３第１項の登録申請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該登録申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第二十二号３(1)記載上の注意１中「信用金庫法（以下「法」という。）」を「法」に改める。

別紙様式第二十三号記載上の注意に次のように加える。

8　信用金庫法第89条第７項において準用する銀行法第52条の61の３第１項の登録申請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該登録申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第二十四号中「印」を削り、同様式目次記載上の注意１、同様式５記載上の注意１及び同様式７記載上の注意１中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」に改める。

（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則の一部改正）

第十二条　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第１条中「取締役（指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役、令第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関にあつては理事）全員が署名した」を削る。

第四十二条の六第三項第四号中「婚姻前の氏名を当該」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を当該」に「婚姻前の氏名を証する」を「旧氏及び名を証する」に改める。

別紙様式第１号中「印」を削り、同様式記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第二号中「印」を削り、同様式記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第三号中「印」を削り、同様式の「申請します。」の次の記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第四号中「印」を削り、同様式の「申請します。」の次の記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第五号中「印」を削り、同様式記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第六号中「印」を削り、同様式記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十号中「印」を削り、同様式目次記載上の注意１、同様式５記載上の注意１及び同様式７記載上の注意１中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

（貸金業法施行規則の一部改正）

第十三条　貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第二号中「婚姻前の氏名を当該」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を当該」に「婚姻前の氏名を証する」を「旧氏及び名を証する」に改める。

第八条第二号イ(3)中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改め、同条第四号中「第二号イ(2)、(4)及び(6)」を「第二号イ(2)から(4)まで及び(6)」に改め、同条第五号ロ中「(3)を除く。）」を削り、同号ハを削る。

第十条第１項第１号中「印鑑証明書（届出の日前三月以内に作成されたものに限る。第五号において同じ。）及びその」を削り、同項第五号を削る。

第二十六条の三十九第二項第三号、第二十六条の五十二第四項第二号、第二十六条の六十第二号ハ、第二十六条の七十四第三号、第三十条第五号、第三十条の六第二項第十一号及び第三十条の二十第三項第四号中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

別紙様式第１号第１面中「㊞」を削り、同面記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

１．不要な字句は消して使用すること。

２．氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第１号第２面記載上の注意７中「婚姻により氏を改めた者の場合においては、婚姻前の氏名」を「氏を改めた者においては、旧氏及び名」に、「婚姻により氏を改めた者である場合」を「氏を改めた者である場合」に改め、同様式第３面記載上の注意１及び同様式第４面記載上の注意３中「婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名」を「氏を改めた者においては、旧氏及び名」に改める。

別紙様式第１号の二中「㊞」を削り、同様式記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

１．個人である場合には、並びに貸金業法第４条第１項第２号に規定する役員」を消して使用すること。

２．氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第１号の三中「㊞」を削り、同様式記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

１．届出の事項に応じて、「第８号、第９号、第10号及び第13号のいずれにも」及び「貸金業法施行規則第８条第５号に規定する法定代理人、貸金業法施行規則第８条第２号に規定する役員、貸金業法施行令第３条に規定する使用人及び法第12条の３第１項に規定する貸金業務取扱主任者」について変更しないものを消すなど適宜書き換えて使用すること。

２．氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。